

検 定 意 見 書

受理番号 105-7		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
1	巻頭2	写真2	東洲斎写楽筆「三世大谷鬼次の奴江戸兵衛」（東京国立博物館蔵）	表記が不統一である。 （7ページ「学びを広げ、より深い学びにつなげるコラム・コーナー」中の「重要文化財マーク」の表示方法に照らして、不統一である。）	3-(4)
2	巻頭3	写真1	狩野永徳筆「上杉本洛中洛外図屏風」右隻第四扇（部分）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （写っている屏風の範囲）	3-(3)
3	1	3 - 4	天皇や貴族が娯楽のために作らせたのが始まりです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （絵巻物が作られ始めた理由）	3-(3)
4	1	写真2	（「伴大納言絵巻」出光美術館蔵）	表記が不統一である。 （7ページ「学びを広げ、より深い学びにつなげるコラム・コーナー」中の「国宝マーク」の表示方法に照らして、不統一である。）	3-(4)
5	10	囲み	「②世紀」中、「紀元前（B.C.）2世紀100年～101年」	誤りである。 （紀元前2世紀の期間）	3-(1)
6	13	表	「「③文化の移り変わり」をテーマとした年表の例」中、「古代」と「縄文」「弥生」	生徒にとって理解し難い表である。 （巻末年表の時代区分に照らして、理解し難い。）	3-(3)
7	16	囲み	スキル・アップ19 17ページ「19デジタルアーカイブを使って調べよう（p.182）」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 （7ページ「主体的・対話的な学びから深い学びにつなげる活動・コーナー」に照らして、理解し難い。）	3-(3)
8	22	写真1	平城京の復元模型 46ページ写真1「平城京の復元模型」も同様。	不正確である。 （縮尺）	3-(1)
9	32	写真1	「三大宗教の寺院と礼拝の場所」中、「A ミャンマー：バガン アーナンダ一寺院」	表記が不統一である。 （7ページ「学びを広げ、より深い学びにつなげるコラム・コーナー」中の「世界遺産マーク」の表示方法に照らして、不統一である。）	3-(4)
10	41	表5	「作成した年表」中、「前221…九州北部で稲作が始まり、環濠集落が作られる 板付遺跡 前202…」 41ページ図6「作成したスライド（部	生徒にとって理解し難い表である。 （36ページ1～2行「紀元前4世紀ごろ、朝鮮半島から移り住んだ人々によって稲作が九州北部に伝えられ、」に照らして、理解し難い。）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-7		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
			分）」中、「調査内容と年表を使った考察」の中の「前221…九州北部で稲作が始まり、環濠集落が作られる 板付遺跡 前202…」も同様。			
11	41	図6	「作成したスライド（部分）」中、「福岡のほかの遺跡や出土品から分かった交流」の中の「吉武樋渡遺跡では、当初は朝鮮半島産の青銅器が副葬されていたが、紀元前108年に楽浪郡が置	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （副葬品）	3-(3)	
			かれると、鉄製の刀や農具とともに前漢の鏡が副葬されるようになった。」 41ページ表5「作成した年表」中、「鉄製の刀や農具と前漢の鏡が副葬され			
			る 吉武樋渡遺跡」、同ページ図6「作成したスライド（部分）」中、「調査内容と年表を使った考察」の中の「鉄製の刀や農具と前漢の鏡が副葬される 吉武樋渡遺跡」も同様。			
12	45	図8	「都の移り変わり」中、「恭仁京（741～742）」「難波宮（…744～755）」	誤りである。 （年次）	3-(1)	
13	50	写真1	トルファンの樹下美人図（右）（…右：静岡県 MOA 美術館蔵）	表記が不統一である。 （7ページ「学びを広げ、より深い学びにつなげるコラム・コーナー」中の「重要文化財マーク」の表示方法に照らして、不統一である。）	3-(4)	
14	63	表	「年表でこの時代をふり返ろう」中、「イスラム帝国の拡大（→4章）」	誤りである。 （「4章」）	3-(1)	
15	63	表	「年表でこの時代をふり返ろう」中、「イスラム帝国の拡大（→4章）」	表記が不統一である。 （51ページ図6「東西の交通」中、「イスラーム帝国」に照らして、不統一である。）	3-(4)	
16	67	11 - 12	朝廷へ納める年貢と呼ばれる税を免除されました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「年貢」）	3-(3)	
17	70	写真1	現在の鎌倉（神奈川県鎌倉市）	不正確である。 （切通しの位置）	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-7		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
18	71	図6	承久の乱とその後の動き 83ページ図7「主な守護大名」， 91ページ図5「主な戦国大名」， 97ページ図「1400年ごろ」「1560年ごろ」も同様。	生徒にとって理解し難い図である。 （現在の長野県域の状況）	3-(3)	
19	71	史料8	御家人を率いて天皇の住まいを警備することと、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （御成敗式目に定められた守護の職務）	3-(3)	
20	75	図6	道元…1250	誤りである。 （道元の没年）	3-(1)	
21	84	図2	勘合	生徒が誤解するおそれのある図である。 （当時の「勘合」と誤解する。）	3-(3)	
22	85	写真5	首里城正殿（沖縄県那覇市 2014年）	生徒が誤解するおそれのある写真である。 （復元されたものであることがわからない。）	3-(3)	
23	88	写真2	（洛中洛外図屏風歴博甲本 千葉県国立歴史民俗博物館蔵）	表記が不統一である。 （7ページ「学びを広げ、より深い学びにつなげるコラム・コーナー」中の「重要文化財マーク」の表示方法に照らして、不統一である。）	3-(4)	
24	90	14	応仁の乱で権力を失った将軍は、	生徒にとって理解し難い表現である。 （91ページ囲み「もっと知りたい」中、「応仁の乱で将軍の権力はおとろえ…守護大名どうしの争いを仲裁したり、守護大名を表彰したりすることを通じ、影響を持ち続けました。」に照らして、将軍の権	3-(3)	
				力について理解し難い。）		
25	97	表	「年表でこの時代をふり返ろう」中、「十字軍の派遣開始（→4章）」	誤りである。 （「4章」）	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-7		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
26	102	図1	「16世紀ごろの世界」中、「スペイン領」及び「ポルトガル領」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (境界線の性格)	3-(3)
27	102	グラフ 2	「先住民の人口の推移」	生徒にとって理解し難いグラフである。 (省略記号の位置)	3-(3)
28	105	写真3	オルテリウス「世界の舞台」(1570年刊)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (写真の地図と刊行年「1570年刊」との関係について誤解する。)	3-(3)
29	108	写真4	検地尺(鹿児島県 尚古集成館蔵)	表記が不統一である。 (7ページ「学びを広げ、より深い学びにつなげるコラム・コーナー」中の「重要文化財マーク」の表示方法に照らして、不統一である。)	3-(4)
30	125	図6	近世の特産物(藍・紅花・漆器:巻末1 1 2 10)	誤りである。 (「2」)	3-(1)
31	130	グラフ 3	「幕領から納められた年貢の量と米価の変化」	生徒にとって理解し難いグラフである。 (右側の軸)	3-(3)
32	139	囲み	「分かったこと」中、「蒔絵(ときえ)」	誤記である。 (ルビ)	3-(2)
33	142	囲み	「探究課題を解決しよう」中、「近代の日本では、」	誤りである。 (「近代」)	3-(1)
34	143	表	「年表でこの時代をふり返ろう」中、「1 上の年表の空欄A～Eに当てはまる語句を、」「身分制度 鎖国 鉄砲 参勤交代 キリスト教」	生徒が自ら活動を行えるよう適切な配慮がされていない。 (年表の空欄A～Fと、問いの「上の年表の空欄A～E」の数、並びに語句の数に対応していない。)	2-(14)
35	145	写真8	日露戦争(1894年…)	誤りである。 (「1894年」)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-7		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準
	ページ	行			
36	150	図2	「ウィーン会議（p.149）後のヨーロッパ（19世紀前半）」中、「フランス王国」	生徒が誤解するおそれのある図である。 （当時の国境）	3-(3)
37	159	図9	開港地	不正確である。 （縮尺）	3-(1)
38	159	図9	開港地	生徒が誤解するおそれのある図である。 （神奈川（横浜）と長崎の開港年月日）	3-(3)
39	161	グラフ 7	開国後の物価の変化 198ページ「節の問いを解決しよう」中、「2節」のグラフも同様。	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 （米，しょうゆ，茶の数値）	3-(3)
40	163	図6	「幕末の事件と戊辰戦争」中，「上野（1868.7）」	生徒にとって理解し難い図である。 （新暦と旧暦の表記の混在）	3-(3)
41	164	囲み	「分かったこと」中，「松平春嶽…1848年に福井藩主になった。」	誤りである。 （「1848年」）	3-(1)
42	165	図3	「作成した相関図」中，「井伊直弼…日米修好通商条約（1868）を結んだ。」	誤りである。 （「1868」）	3-(1)
43	165	図3	「作成した相関図」中，「坂本龍馬…薩長同盟（1877）の成立に大きな貢献を果たした。」 「1877年薩長同盟」も同様。	誤りである。 （「1877」）	3-(1)
44	178	写真2	演説を止める警察官（東京大学法学部附属明治新聞雑誌文庫蔵）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （所属）	3-(3)
45	182	囲み	「分かったこと」中，「新潟でも学生や徴兵令の改革が進んでいた。」	誤記である。 （「学生」）	3-(2)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-7		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準
	ページ	行			
46	188	囲み4	日露戦争に出兵した弟を思っ、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「出兵」）	3-(3)
47	197	22	結核は、労咳（ろうぜき）などと呼ばれて	誤記である。 （ルビ）	3-(2)
48	203	写真7	東南アジアを占領する日本軍（ベトナム）	生徒にとって理解し難い表現である。 （232ページ6～7行「日本は1940（昭和15）年9月、フランス領インドシナの北部に軍を進め、」に照らして、理解し難い。）	3-(3)
49	215	側注1	政友会の半数と憲政党などは、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「憲政党」）	3-(3)
50	228	図2	日中戦争の広がり	生徒が誤解するおそれのある図である。 （当時の日本の領土）	3-(3)
51	230	図2	「第二次世界大戦中のヨーロッパ戦線」中、スターリングラードの表現	生徒が誤解するおそれのある図である。 （スターリングラードの状況）	3-(3)
52	231	囲み	道徳：六千人の命のビザ	生徒にとって理解し難い表現である。 （道徳の内容項目）	3-(3)
53	240	囲み	「節の問いを解決しよう」中、「1節」の「2 第一次世界大戦に参戦した日本は、…右の資料を読んで、空欄に当てはまる語句を答えましょう。」	生徒が自ら活動を行えるよう適切な配慮がされていない。 （資料中に空欄がないので問いに対応できない。）	2-(14)
54	243	史料	「A宣言」中、「9 全ての戦争犯罪人には厳罰を加える。…確立させなければならない。」	誤記である。 （条数）	3-(2)
55	256	グラフ4	「電化製品の普及」中、「※1949年以前はクーラー」	生徒にとって理解し難い図である。 （1960年以降のグラフ中における、「※1949年以前はクーラー」は理解し難い。）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-7		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
56	262	写真3	国際平和協力法（PKO協力法）成立（1993年）	誤りである。 （「1993年」）	3-(1)
57	263	表	「世界の動き」中，「アメリカアフガニスタン侵攻（2001年）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「侵攻」）	3-(3)
58	265	囲み	「未来にアクセス」中，「現在、日本に在留する外国人は288万人で、」	生徒にとって理解し難い表現である。 （「現在」の年次が不明である。）	3-(3)
59	265	グラフ5	「在日外国人数（出身国別）の推移」	生徒にとって理解し難いグラフである。 （グラフの作成法）	3-(3)
60	268	ヘッダー	道徳：田老の生徒が伝えたもの	生徒にとって理解し難い表現である。 （道徳の内容項目）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-8		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
1	15	上囲み	Q2：新潟の港は、なぜ幕末に開港された港の一つになったのだろうか。 （16ページ右中囲み「調べてわかったこと：組合のかたのお話より」中、「新潟の港は水深が浅いので、幕末に開	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （開港された時期）	3-(3)
			港されてからは、」も同様)		
2	16	図2	西まわり航路	生徒が誤解するおそれのある図である。 （図中の航路と「西まわり航路」との関係）	3-(3)
3	24	写真1	メソポタミアの遺跡であるウルのジググラト	表記が不統一である。 （IVページ「教科書の中のマーク」中、「世界遺産」の表示方法に照らして、不統一である。）	3-(4)
4	29	写真5	ミロのビーナス	生徒が誤解するおそれのある写真である。 （28ページ10-13行目「紀元前5世紀に、・・・この時期のギリシャでは、・・・演劇・彫刻などの芸術[5]、数学などが発展しました。」に照らして、製作年代を誤解する。）	3-(3)
5	54	表	中世（13世紀～）	生徒にとって理解し難い表である。 （2ページ年表、59ページ左下囲み「これから学習する時代」に照らして、「中世」の始まりの時期が理解し難い。）	3-(3)
6	54	写真1	三内丸山遺跡	生徒が誤解するおそれのある写真である。 （写真中の建造物が復元であることがわからない。）	3-(3)
7	59	囲み	②前のページの絵の時代では、武士はまだ武官と呼ばれる下級貴族で、屋敷を警護していました。どこにいて、何をしているだろうか。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「武士」と「武官」の関係、及び身分について誤解する。）	3-(3)
8	91	左上囲み	無学租元	誤記である。	3-(2)
9	114	図3	徳川氏の系図	生徒が誤解するおそれのある図である。 （「徳川家康」と「光圀」の関係）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-8		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基準
	ページ	行			
10	121	13	釜山（プサン）	表記が不統一である。 （120ページ図3では「釜山（プサン）」）	3-(4)
11	133	側注①	旗本・御家人の給与である年貢米	生徒にとって理解し難い表現である。 （「給与である年貢米」）	3-(3)
12	138	写真1	江戸のまちの様子	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「江戸のまち」）	3-(3)
13	138	写真2	てんぷらの屋台〈『浄瑠璃町繁花の圖』国立国会図書館蔵〉 （同ページ写真3「うなぎの蒲焼きを 売る店〈『職人尽絵詞〔摸本〕』国立 国会図書館蔵」も同様）	誤りである。 （出典）	3-(1)
14	138	囲み	②2の絵のてんぷらやうなぎには、現 在と比べて違いがあるだろうか。	生徒にとって理解し難い表現である。 （写真2に「うなぎ」は描かれていない。）	3-(3)
15	146	側注	「◆[解説]政治体制」中、「●共和政 国王など少数の人々が政治を行うの ではなく、主権をもつ国民が行う政治 体制のことです。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （147ページ、1-3行目「議会側は、クロムウェルを 指導者にして国王の軍を破り、1649年、国王を処刑 して共和政◆を樹立しました。」に照らして、共和 政を行う主体について理解し難い。）	3-(3)
16	167	写真6	『開花の本』	誤植である。	3-(2)
17	178	写真1	イオマンテ（熊送り）の儀式〈平沢屏山 筆 大英博物館蔵〉	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （出典）	3-(3)
18	190	写真3	日露戦争に出兵した弟の身を案じてよ んだ詩	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「出兵」）	3-(3)
19	216	図3	朝鮮での独立運動	生徒が誤解するおそれのある図である。 （道境）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-8		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
20	228	グラフ 4	恐慌期の日本経済の移り変わり	生徒にとって理解し難いグラフである。 (基準と推移状況)	3-(3)
21	232	グラフ 4	工業生産の移り変わり	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (縦軸の単位)	3-(3)
22	240	図4	太平洋戦争中をめぐる国際関係	生徒にとって理解し難い表現である。 (「太平洋戦争中をめぐる」)	3-(3)
23	251	表	これから学習する時代	生徒が誤解するおそれのある表である。 (「台湾」)	3-(3)
24	266	写真2	竹島でのあしか狢 (1935年)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (撮影年)	3-(3)
25	278	8	自民党政権	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (同ページ7行目「政権は再び自民党・公明党の連立 政権に戻りました。」との関係)	3-(3)
26	281	グラフ 4	各国の国会議員に占める女性の割合	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (全国国会議員中の割合であるかのように誤解する。)	3-(3)
27	折込み		巻末2「歴史年表」中、「世界の歩み」 、「主なできごと 六一〇 ムハン マドがイスラム教をおこす」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (年次)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-9		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
1	9	写真C	瑞宝殿（青葉区）〔協力：（公財）瑞宝殿〕	誤記である。 （「瑞宝殿」）	3-(2)
2	10	3	仮説を立てて調べるとよいでしょう。	誤記である。 （「仮設」）	3-(2)
3	22	写真3	戦いに参加する市民	生徒が誤解するおそれのある写真である。 （主題となっている人物の身分）	3-(3)
4	22	左下囲み	「法に従って毒を飲んだソクラテス」中、「裁判官から死刑の判決を受けたソクラテスは、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ソクラテスが死刑の判決を受けた経緯）	3-(3)
5	24	16 - 17	インドでは紀元前4世紀ごろから紀元7世紀ごろまで、国家の保護の下で仏教が栄えました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （インドで、国家の保護の下で仏教が栄えた時期）	3-(3)
6	30	写真1	吉野ヶ里遺跡 30ページ写真2「柵と濠の様子」も同様。	生徒が誤解するおそれのある写真である。 （復元であることがわからない。）	3-(3)
7	41	写真5	「藤原京」中、「儒教…の経典（きょうてん）」	誤記である。 （ルビ）	3-(2)
8	46	写真4	シルクロード上にあった都市で発見された女性像（左）〔『樹下美人図』静岡県MOA美術館蔵〕	表記が不統一である。 （巻頭5ページ「学びを深める工夫」の重要文化財の表示方法に照らして、不統一である。）	3-(4)
9	57	写真6	『源氏物語絵巻』〔住吉広行作『源氏物語絵巻』模本下巻（丙巻）東屋一絵 愛知県 徳川美術館蔵〕	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「住吉広行作『源氏物語絵巻』模本」が国宝であるかのように誤解する。）	3-(3)
10	59	写真16	「平等院鳳凰堂」中、「関白藤原頼道」	誤記である。 （「頼道」）	3-(2)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-9		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準	
	ページ	行				
11	68	写真1	「白河上皇と警備する武官」中、「資料活用 武官たちが警戒している左上の集団は何者か、p. 66の記述も踏まえて考えよう。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「左上の集団」について誤解する。）	3-(3)	
12	70 - 71	17 - 1	幕府は地頭に土地を半分与えたり、年貢の一部を領主に納める約束で支配をすべて任せたりしたので、地頭は強い力をもつようになりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「幕府」は「与えたり…任せたりした」）	3-(3)	
13	79	図1	「鎌倉時代（13世紀）のころの世界」中、高麗の塗色	生徒が誤解するおそれのある図である。 （当時の状況）	3-(3)	
14	85	図6	室町幕府と主な守護大名	生徒が誤解するおそれのある図である。 （「足利氏一族」について誤解する。）	3-(3)	
15	86	図2	勘合 86ページ図3「日本が貿易する際に持参する勘合」も同様。	生徒が誤解するおそれのある図である。 （当時の「勘合」と誤解する。）	3-(3)	
16	87	上囲み	「足利義満」中、「金閣…など北山の隠居所をつくらせました。その財源となったのが明との貿易でした。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「北山の隠居所」の「財源」について誤解する。）	3-(3)	
17	95	囲み	「村のおきて（1488年 近江国今堀郷（滋賀県）」）	不正確である。 （年次）	3-(1)	
18	98	図2	「金閣の構造」中、「寝殿造あるいは書院造（武家）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （2層目の建築様式について誤解する。）	3-(3)	
19	115	囲み	「見方・考え方」中、「また、なぜのそのように変化したのでしょうか。」	誤記である。 （「なぜのそのように」）	3-(2)	
20	118	写真3	検地尺〔鹿児島県 尚古集成館蔵〕	表記が不統一である。 （巻頭5ページ「学びを深める工夫」の重要文化財の表示方法に照らして、不統一である。）	3-(4)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-9		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
21	121	囲み	「築城による森林伐採」全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (表題と内容が合致しておらず理解し難い。)	3-(3)
22	140	写真2	大阪にある蔵に米を運ぶ様子〔『摂津名所図絵』東京都 国立公文書館蔵〕	誤記である。 (「図絵」)	3-(2)
23	153	グラフ 15	寺子屋の開業数	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (「開業数」)	3-(3)
24	154	図4	江戸の上水道	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「本所」の位置)	3-(3)
25	156	中囲み	幕府直轄の学問所の林信篤の意見	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「幕府直轄の学問所」)	3-(3)
26	179	右下囲 み	「稲むらの火」中、「紀州有田（和歌山県）の庄屋だった濱口梧陵は…地震による津波が村に押し寄せる前に、稲の束（稲むら）に火をつけて村人を避難させ、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「紀州有田（和歌山県）の庄屋」「津波が村に押し寄せる前に」)	3-(3)
27	195	左上囲 み	日朝修好条規	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「朝鮮人に交渉が必要な事件が起こった場合は」)	3-(3)
28	197	囲み	「天川恵三郎」中、「1896年、旭川に陸軍第7師団が創設されると、…この結果土地は取り上げられず、1932年まで、旭川町（現 旭川市）が土地を保護することになりました。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (土地問題の経緯を誤解する。)	3-(3)
29	209	図4	「欧米諸国の清への進出」中、「郡山（クンサン）」	誤記である。 (「郡山」)	3-(2)
30	216	左囲み	「外国人が見た幕末の八王子」中、「蚕の生命を維持する桑の木がいかに無造作に、」	誤記である。 (「いかに」)	3-(2)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-9		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
31	222	左上囲み	「日本中から支援が集まった明治三陸大津波」中、「新聞各社が義援金を募集して総額70万円（現在の約20億円）ほどが集まり、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「総額70万円」）	3-(3)	
32	258	1	軍縮条約も破棄し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「破棄」）	3-(3)	
33	261	写真8	開拓団の集団結婚式に向かう女性たち（1940年1月）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「1940年1月」）	3-(3)	
34	267	13 － 14	翌44年6月には、連合軍がパリをドイツ軍から解放しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （時期）	3-(3)	
35	291	側注3	その後カナダが加わり、主要国首脳会議（G 7）と名称を変えました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （会議の名称変更とカナダ加入との関係）	3-(3)	
36	303	4 － 5	日本政府は2050年までに二酸化炭素（CO2）の排出を実質ゼロにすることを目標にしており、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （日本政府の目標について誤解する。）	3-(3)	
37	折込2	表	「歴史年表」，「世界の主な出来事」中，「〔トルコ・ブルーモスク〕」	生徒が誤解するおそれのある表である。 （年代）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-10		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
1	31	写真4	吉野ヶ里遺跡	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (写真中の集落の状況について誤解する。)	3-(3)
2	32	囲み2	中国の歴史書に見る日本列島の様子	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (出典史料の原文との関係)	3-(3)
3	33	図4	3世紀の東アジア	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「当時の海岸線」)	3-(3)
4	54	図3	10世紀の東アジア	生徒が誤解するおそれのある図である。 (海南島の塗色)	3-(3)
5	78	3 - 4 囲み	「『千夜一夜物語』（『アラビアン＝ナイト』）」中、「語り手は、アッバース朝のカリフの妻でペルシア人のシェヘラザード。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (物語の語り手)	3-(3)
6	85	図6	守護大名の分布	生徒にとって理解し難い図である。 (図中、守護大名の分布状況と「幕府が討伐・抑制した勢力」との時期的関係)	3-(3)
7	86	図1	倭寇の活動と日明・日朝交通路	生徒が誤解するおそれのある図である。 (明の領域)	3-(3)
8	108	囲み	「砂糖」中、「15～16世紀以降、コーヒーや紅茶の飲用とともに砂糖がヨーロッパに伝わると、各地で熱狂的な喫茶文化を流行させた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (砂糖がヨーロッパに伝わった時期)	3-(3)
9	120	8 - 9	1614(慶長19)年から15(慶長20)年の二度にわたる大坂の陣	表記が不統一である。 (4ページ囲み「【年代の表記について】」中、「年号が変わった年は、その年の初めから新しい年号としています」に照らして、不統一である。)	3-(4)
10	126	図3	日本から見た外交秩序	生徒が誤解するおそれのある図である。 (中国との貿易の窓口)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-10		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
11	146	図3	列強の接近回数	生徒が誤解するおそれのある図である。 （ビッドルの来航地）	3-(3)
12	177	写真7	1銭=100厘	誤りである。 （「100厘」）	3-(1)
13	178	図1	富岡製糸場の位置	生徒にとって理解し難い図である。 （鉄道路線の示す時期）	3-(3)
14	196	側注①	与謝野晶子・・・は、出兵した弟を思 って	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「出兵」）	3-(3)
15	201	写真3	全国中等学校優勝野球大会・・・に春 夏 5 回出場した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「全国中等学校優勝野球大会」が「春夏」に開催 されたかのように誤解する。）	3-(3)
16	202	15 - 16	日露戦争後になると、豊田佐吉が国産 の力織機を発明し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （発明した時期）	3-(3)
17	262	図2	冷戦時代の世界の諸同盟と第二次世界 大戦後の独立国	生徒にとって理解し難い図である。 （元図と拡大図における国境線の関係）	3-(3)
18	281	写真5	津波によって福島第一原子力発電所 では事故が起こり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （事故の原因）	3-(3)
19	裏見返	図	「現代の世界」中、スーダン・南スー ダン間の点線	生徒が誤解するおそれのある図である。 （国境線であるかのように誤解する。）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-11		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基準
	ページ	行			
1	16	左上表	「大阪の学問・経済・文化のおおまかな流れ」中、「1855 安政3 福沢諭吉、適塾に入門する」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「1855」と「安政3」の年次の対応関係）	3-(3)
2	21	上図	ウルのジググラド	表記が不統一である。 （24ページ図3「ウルのジググラト」）	3-(4)
3	23	図3	「人類の進化」中、原人・旧人・新人の各「脳の容量」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （全ての原人・旧人・新人の「脳の容量」がそれぞれ930ml, 1450ml, 1490mlであるかのように誤解する。）	3-(3)
4	25	18 - 19	紀元前1500年ごろには、中央アジアから遊牧民のアーリヤ人が進出し、やがてきびしい身分制度（カースト制度）が生み出されました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （カースト制度の時期）	3-(3)
			30ページ12-17行「紀元前6世紀ごろにインドで生まれたシャカは、……仏教を開きました。インドではその後ヒンドゥー教が広がり、カースト制度が強化されました。」も同様。		
5	26	図3	「殷の時代の青銅器（……出光美術館蔵）」中の「殷の時代の」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （出光美術館蔵を一例とする青銅器の作られた時代について誤解する。）	3-(3)
6	26	表4	B. C. 552 孔子が生まれる	相互に矛盾している。 （27ページ図み6中の「孔子（前551?～前479）」）	3-(1)
7	31	写真8	カーバ神殿……ます。世界遺産	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （世界遺産であるかのように誤解する。）	3-(3)
8	33	写真7	縄文土器（左：火焰型土器 高さ約47cm 新潟県出土十日町市博物館蔵……）	表記が不統一である。 （3ページ「1時間の学習の流れー本文ページの使い方ー」中、「国宝」の表示方法に照らして、不統一である。）	3-(4)
9	40	表2	562 伽耶地域の地域国々が新羅にほろぼされる	誤記である。 （41ページ13-15行「新羅は6世紀中ごろに伽耶地域の国々を、……ほろぼしました。」に照らして、誤記である。）	3-(2)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-11		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
10	43	表5	「6～7世紀初めの日本と東アジアの動き」中、「587 倭が百済・新羅と戦う」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (587年に倭が百済・新羅と戦ったかのように誤解する。)	3-(3)
11	47	表 7	人々の主な負担	誤記である。 (「小丁」)	3-(2)
12	52	図1	平安京（大内裏）	生徒が誤解するおそれのある図である。 (各省の位置)	3-(3)
13	54	写真1	「藤原道長直筆の日記（御堂関白記 京都市 陽明文庫蔵）」中、「2011（平成23）年にユネスコの「世界の記憶」に登録されました。」	不正確である。 (年次)	3-(1)
14	69	写真3	都の武士（伴大納言絵巻 東京都 出光美術館蔵）	表記が不統一である。 (3ページ「1時間の学習の流れー本文ページの使い方ー」中、「国宝」の表示方法に照らして、不統一である。)	3-(4)
15	70	図1	平氏と源氏の系図	生徒にとって理解し難い図である。 (鳥羽天皇と後白河天皇の関係)	3-(3)
16	71	写真6	平治物語絵巻断簡 滋賀県 MIHO MUSEUM蔵	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (名称及び所蔵館)	3-(3)
17	80	写真13	円覚寺舍利殿（神奈川県鎌倉市） 北条時宗が建てた禅宗様の代表的な建築です。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北条時宗が写真の円覚寺舍利殿を建てたかのように誤解する。)	3-(3)
18	86	写真1	遊行寺（ゆうぎょうじ）	誤記である。 (ルビ)	3-(2)
19	86	囲み3	「若狭国（福井県）の農民の訴え」中、「年貢の取り立ては以前と変わらず」	誤記である。 (「変わらず」)	3-(2)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-11		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
20	87	図7	主な守護大名（15世紀初め）	生徒が誤解するおそれのある図である。 （「足利氏一族」について誤解する。）	3-(3)
21	88	表4	「14～15世紀の日本と東アジアの動き」中、「1368 元がほろび明がおこる」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （王朝交代の経緯）	3-(3)
22	107	図	海南島の塗色 110ページ図1も同様。	生徒が誤解するおそれのある図である。 （海南島の状況）	3-(3)
23	108	図1	「イスラム教とキリスト教の世界」（全体）	生徒が誤解するおそれのある図である。 （図と凡例との関係）	3-(3)
24	119	4	琉球から伝わった三線（さんさん）	誤記である。 （ルビ）	3-(2)
25	124	写真1	相国寺（そうこくじ）	誤記である。 （ルビ）	3-(2)
26	166	グラフ 3	「インドとイギリスの綿織物の輸出額の推移」（松井透『世界市場の形成』）（全体）	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 （出典とグラフとの関係）	3-(3)
27	180	表2	1877年の国民1人あたりの教育費	生徒にとって理解し難い表である。 （表2中の「教育費」と「軍事費に対する割合」の関係）	3-(3)
28	180	表3	文部省（もんぶしょう）	誤記である。 （ルビ）	3-(2)
29	185	囲み8	日朝修好条規	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「朝鮮の人民に交渉することが必要な場合」）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-11	学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
-------------	--------	-------	--------------	--------

番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
30	192	表3	「国会開設に向けた動き」中，「1885 華族令を定める」	不正確である。 (年次)	3-(1)
31	201	囲み5	「日露戦争のときの世論」中，「東京帝国大学の教授7人の意見書」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「東京帝国大学の教授7人」)	3-(3)
32	224	囲み3	「三・一独立宣言」中，「大儀を明らかにし、」	誤植である。 (「大儀」)	3-(2)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-12	学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
-------------	--------	-------	--------------	--------

番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
1	巻頭1	図	日本の世界文化遺産	生徒が誤解するおそれのある図である。 (④, ⑰の所在地)	3-(3)
2	巻頭3	図	「旧国名と都道府県名」中, 長門, 美作, 和泉, 志摩	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「国府のあった場所」のマークが欠落している。)	3-(3)
3	2	13 - 16	古代において日本は、大陸に出現した中国文明の影響を受けつつも、みずからの特色を見失うことなく、独自の文明を育みました。これが日本文明です。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容B(1)ア(イ)「東アジアの文明の影響を受けながら我が国で国家が形成されていったことを理解すること。」)	2-(1)
			(同ページ1「高度1万メートルの上空から見た日本は「森の国」だ」中, 「日本文明」, 3ページ2「高度1千メートルの上空から見た日本は「水田の国」だ」中, 「この2000年あまり豊かな		
			実りが日本文明を支えました 大陸や半島の国々から学びながら独自の文明をつくりあげました」, 23ページ21-23行目「この長期にわたる安定した時代に、日本人の穏やかな性格と日本文		
			明の基礎となる縄文文化が育まれたと考えられます。」, 25ページ24-27行目「私たちの祖先である縄文の人々は、自然と調和し、争いのない助けあいの精神に満ちた社会を築いていたので		
			す。これが日本文明のもととなったと考えられます。」, 27ページ21-22行目「他方、古代から現代まで続く文明はいくつかありますが、日本文明もその中の一つです。」, 68ページ兄の発		
			言中, 「「起」で日本文明の土台がつくられ, 「承」で大陸文明と融合し, 「転」で「古代律令国家」が確立したんだ。」も同様。)		
4	2	13 - 16	古代において日本は、大陸に出現した中国文明の影響を受けつつも、みずからの特色を見失うことなく、独自の文明を育みました。これが日本文明です。	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)ア「「世界の古代文明」については, ……諸文明の特徴を取り扱い, 生活技術の発達, 文字の使用, 国家のおこりと発展などの共通する	2-(1)
			(同ページ1「高度1万メートルの上空から見た日本は「森の国」だ」中, 「日本文明」, 3ページ2「高度1千メートルの上空から見た日本は「水田の国」だ」中, 「この2000年あまり豊かな	特徴に気付かせるようにすること。)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-12		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準
	ページ	行			
			実りが日本文明を支えました 大陸や半島の国々から学びながら独自の文明をつくりあげました」, 23ページ21-23行目「この長期にわたる安定した時代に、日本人の穏やかな性格と日本文		
			明の基礎となる縄文文化が育まれたと考えられます。」, 25ページ24-27行目「私たちの祖先である縄文の人々は、自然と調和し、争いのない助けあいの精神に満ちた社会を築いていたので		
			す。これが日本文明のもととなったと考えられます。」, 27ページ21-22行目「他方、古代から現代まで続く文明はいくつかありますが、日本文明もその中の一つです。」, 68ページ兄の発		
			言中, 「「起」で日本文明の土台がつくられ, 「承」で大陸文明と融合し, 「転」で「古代律令国家」が確立したんだ。」も同様。)		
5	13		後円部の高さ 35, 8m	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「35, 8m」)	3-(3)
6	20	写真3	ラスコー洞窟の壁画	表記が不統一である。 (6ページ「この教科書で使うマークとロゴの紹介」中, 「世界遺産」の表示方法に照らして, 不統一である。)	3-(4)
7	23	写真4	縄文土器 左の底のつながった土器は約1万年前(縄文早期)の尖底土器で、煮たきに用いました。……(左・青森県郷土館提供、……)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (所蔵館名)	3-(3)
8	23	写真4	縄文土器 ……右の華麗な装飾のある土器は約5000年前(縄文中期)に盛んにつくられた火焰土器で、祭祀とともに実用にも用いられました。(……/ 右・十日町市博物館所蔵)	表記が不統一である。 (6ページ「この教科書で使うマークとロゴの紹介」中, 「国宝」の表示方法に照らして, 不統一である。)	3-(4)
9	23	11 - 14	佐賀県の菜畑遺跡からは、畔を伴った水田の遺構が発見され、炭化した米が見つかりました。これによって、西日本では紀元前930年ころから、水田稲作が行われていたことがわかりました	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (水田稲作の開始年代に関する学説状況)	3-(3)
			。(34ページ1~2行目「水田による稲作は、紀元前930年ごろに九州北部で始まりました。」も同様。)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-12		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
10	23	17 - 19	新潟産のヒスイが沖縄から、……丸太船による全国的な交易ネットワークが存在していました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「丸太船」）	3-(3)
11	27	写真3	「古代の文明のまとめ」中、「メソポタミア文明」の上写真「メソポタミア文明のジグurat」	表記が不統一である。 （6ページ「この教科書で使うマークとロゴの紹介」中、「世界遺産」の表示方法に照らして、不統一である。）	3-(4)
12	27	写真3	「古代の文明のまとめ」中、「黄河文明」の上写真「殷の都「殷墟」の跡」	生徒が誤解するおそれのある写真である。 （「殷の都」の名称が「殷墟」であるかのように誤解する。）	3-(3)
13	27	側注6	『文明の衝突』	誤植である。 （カギ括弧が対応していない。）	3-(2)
14	35	15	「魏志倭人伝（ぎじわじんでん）」	表記が不統一である。 （同ページ囲み7には「魏志倭人伝（ぎしわじんでん）」とある。）	3-(4)
15	39	20	宮崎県	表記が不統一である。 （巻頭3では「宮崎」とある。）	3-(4)
16	42	写真2	大和朝廷が鉄を配分し国内を統一したと考えられます。	誤記である。 （「考えられます」）	3-(2)
17	42	表4	「倭の五王の宋への朝貢」中、「五王（こおう）」	誤記である。 （ルビ）	3-(2)
18	42	表4	「倭の五王の宋への朝貢」中、「倭王讃（仁徳天皇）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （断定的に過ぎる。）	3-(3)
19	43	8 - 9	倭国の勢力圏と考えられる任那の範囲は次第に小さくなって行きました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （当時の朝鮮半島の状況）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-12		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
20	43	側注2	須恵器などを伝えた東漢氏などがある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (須恵器の伝来と東漢氏との関係)	3-(3)
21	44	17 - 18	聖徳太子は皇族の一人として生まれ、古事記や日本書紀では厩戸皇子などとも表記されています。	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)ア「後に「聖徳太子」と称されるようになったことに触れること。」)	2-(1)
22	55	囲み8	男子に2反 (1反は10m×100m)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (1反の計算方法)	3-(3)
23	70	写真1	春日権現験記絵 宮内庁三の丸尚蔵館蔵	表記が不統一である。 (6ページ「この教科書で使うマークとロゴの紹介」中、「国宝」の表示方法に照らして、不統一である。)	3-(4)
24	73	囲み6	「清盛の温情に救われた源氏の子供たち」中、「温情家の清盛は頼朝を助けたのだから」	表記が不統一である。 (同囲み内では、「源頼朝も捕えられ」とある。)	3-(4)
25	80	写真1	「蒙古襲来絵詞」 宮内庁三の丸尚蔵館蔵	表記が不統一である。 (6ページ「この教科書で使うマークとロゴの紹介」中、「国宝」の表示方法に照らして、不統一である。)	3-(4)
26	82	写真2	「法然上人行状絵図」 京都府・知恩院蔵	表記が不統一である。 (6ページ「この教科書で使うマークとロゴの紹介」中、「国宝」の表示方法に照らして、不統一である。)	3-(4)
27	83	写真6	慕帰絵	表記が不統一である。 (6ページ「この教科書で使うマークとロゴの紹介」中、「重要文化財」の表示方法に照らして、不統一である。)	3-(4)
28	85	図10	主な守護大名	生徒にとって理解し難い図である。 (図が示す時期)	3-(3)
29	87	図5	坊津 (ほうのつ)	誤記である。 (ルビ)	3-(2)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-12		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
30	89	囲み5	「惣の掟の例」中、「一、惣の森で木のなえを切った者は村人としての身分を奪う。（一四四九年）」	不正確である。 （年次）	3-(1)
31	89	側注5	祇園祭の山鉾巡業を復活させ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「巡業」）	3-(3)
32	96	5 - 7	金閣は3層の異なる建築様式からなっています。1層が寝殿造、2層が書院造、3層が仏堂様式で、それぞれ公家文化、武家文化、仏教文化をあらわしています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （2層の建築様式について誤解する。）	3-(3)
33	109	囲み	「チャレンジ」中、「バスゴ・ダ・ガマ」	表記が不統一である。 （同ページ4-5行目には、「バスコ・ダ・ガマ」とある。）	3-(4)
34	113	図4	豊臣秀吉の天下統一地図	生徒が誤解するおそれのある図である。 （豊臣秀吉が奥州を平定した年次）	3-(3)
35	118	写真1	唐獅子図屏風 ……（狩野永徳筆 宮内庁三の丸尚蔵館蔵）	表記が不統一である。 （6ページ「この教科書で使うマークとロゴの紹介」中、「国宝」の表示方法に照らして、不統一である。）	3-(4)
36	119	1	浄瑠璃がうたわれ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「うたわれ」）	3-(3)
37	126	図2	関山直太郎『近世日本の人口構造』	誤記である。 （人名）	3-(2)
38	131	写真5	菱垣廻船	生徒が誤解するおそれのある写真である。 （菱垣廻船の所在）	3-(3)
39	131	写真6	手前が堂島川で	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （堂島川の所在）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-12		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
40	132	囲み2	「寺子屋の教育」中、「全国の師匠の3人に1人が、女性でした」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （寺子屋の師匠に占める女性の割合）	3-(3)
41	139	17 - 19	会沢正志斎は、将軍後見職の一橋慶喜（のちの15代将軍）に、結束して外国と戦う姿勢を示すよう説きました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （会沢正志斎の行動について誤解する。）	3-(3)
42	147	囲み	「◆歴史用語ミニ辞典の作成」中、「トリデシリャス条約」	表記が不統一である。 （109ページ11行目には「トルデシリャス条約」とある。）	3-(4)
43	202	表1	北里柴三郎（きたさとしばさぶろう）	表記が不統一である。 （同ページ側注3には「北里柴三郎（きたさとしばさぶろう）」とある。）	3-(4)
44	212	17 - 19	1914（大正3）年7月、オーストリアの皇太子夫妻がボスニアの首都サラエボを訪問中に、ロシアに心を寄せるセルビアの一青年に暗殺されました（サラエボ事件）。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （時期）	3-(3)
45	214	囲み5	「皇帝一家の殺害とロシア革命の評判」中、「1918年の夏、ニコライ2世の一家は深夜に起こされ、地下室で2歳の幼児を含む全員が銃殺されました。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「2歳の幼児を含む」）	3-(3)
46	220	写真3	1913年、カリフォルニア州の選挙で、排日を訴える候補者のポスター。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ポスターの年次）	3-(3)
47	224	囲み4	米国議会は、株式大暴落の翌年の1930年6月17日、「ホーリー・スムート関税法」……を可決しました。2万品目以上の輸入品に平均40%前後（最大800%）という記録的な高関税を課すも	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「ホーリー・スムート関税法」の内容）	3-(3)
			のでした。		
48	236	表3	「第二次世界大戦の経過（年表）」中、「1939.7 アメリカが日米通商航海条約の破棄通告」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「破棄」）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-12		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
49	242	囲み4	夫と妻は別々の性を名のって	誤記である。 （「別々の性」）	3-(2)
50	260	19	蒋介石	表記が不統一である。 （228ページ14行目には「蒋介石」とある。）	3-(4)
51	261	22	休戦後、日本は掃海作業にあたりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （時期）	3-(3)
52	264	右上図	チェコスロバキアの中の点線	生徒にとって理解し難い図である。 （凡例不備）	3-(3)
53	272	囲み5	戦後は『酔いどれ天使』『羅生門』『七人の侍』『生きる』『赤ひげ』など、三船敏郎を主役とした数々の名作を生み出しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （『生きる』と三船敏郎の関係）	3-(3)
54	272	囲み5	国民栄養賞	誤記である。	3-(2)
55	273	表9	日本人のノーベル賞受賞者（一覧表）	生徒が誤解するおそれのある表である。 （「大江健三郎（1935～）」、「益川敏英（1940～）」、「根岸英一（1935～）」、「赤崎勇（1929～）」）	3-(3)
56	273	18	現代で、は	誤記である。	3-(2)
57	279	囲み4	国交回復を協議する2002年9月17日の日朝首脳会談	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「国交回復」）	3-(3)
58	281	7 - 8 左	事件が新聞で報じられると、日本中から今のお金で2500万円に相当する義援金が寄せられました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （エルトゥールル号事件の義援金について）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-12		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準
	ページ	行			
59	282	6 - 10 右	「日本社会に根づく義務感、……」（スペイン）、……「武士道精神」（台湾）など、各国は日本人の国民性と資質を高く評価しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「武士道精神」（台湾）など、各国は）」	3-(3)
60	285	左下図	地図問題1	生徒が誤解するおそれのある図である。（台湾）	3-(3)
61	290	中13-15	ローマの共和制では貴族や元老院などの限られた国政の権限が委ねられました。	誤記である。（「貴族や元老院などの限られた国政の権限」）	3-(2)
62	295		「事項さくいん」中、「東求堂道仁斎」	誤記である。	3-(2)
63	295		「事項さくいん」中、「ナウマンソウ」	誤記である。	3-(2)
64	折込み		年表「世界の主なできごと」中、「西洋」の列「六一〇・ムハンマドがイスラム教を創始」	生徒が誤解するおそれのある表である。（年次）	3-(3)
65	裏見返	脚注	明德 1390～1393の期間は北朝のみの年号。	生徒にとって理解し難い表現である。（同脚注の「南北朝時代（1336～1392）」に照らして、理解し難い。）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-13		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
1	31	写真4	三内丸山遺跡（青森県青森市）	表記が不統一である。 （5ページ「マークについて」中、「世界遺産」の表示方法に照らして、不統一である。）	3-(4)
2	34	写真2	メソポタミアの神殿（復元）	表記が不統一である。 （5ページ「マークについて」中、「世界遺産」の表示方法に照らして、不統一である。）	3-(4)
3	49	14 - 15	皇族や中央の有力な豪族は、貴族として朝廷に仕えました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （皇族が貴族として朝廷に仕えたかのように誤解する。）	3-(3)
4	70	写真1	警護に当たる武士たち	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （白河上皇の警護に当たる者について誤解する。）	3-(3)
5	70	写真1	春日権現験記絵 宮内庁三の丸尚蔵館蔵	表記が不統一である。 （5ページ「マークについて」中、「国宝」の表示方法に照らして、不統一である。）	3-(4)
6	71	図4	■（新田氏祖），■（足利氏祖）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （新田氏祖，足利氏祖が源義家の子供世代で分流したかのように誤解する。）	3-(3)
7	71	8 - 11	清盛が病死すると、平氏政権に不満を持つ人々は源氏に期待を寄せるようになりました。……平氏はその後、後白河上皇（のち法皇）と対立しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （時系列）	3-(3)
8	72	3 - 5	政治を行う公文所（のちに政所）と裁判を行う門注所を置き、……別当という長官に任じました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （裁判を行う役所の長官の名称）	3-(3)
9	72	4	門注所	誤記である。	3-(2)
10	73	囲み6	守護のしごとは、……京都の御所の警備と、……取りしめることである。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （御成敗式目に定められた守護の職務）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-13		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
11	78	図1	「モンゴル帝国の拡大（13世紀ごろ）」中、「オゴタイ・ハン国」	生徒が誤解するおそれのある図である。 （現在の学説状況に照らして、誤解する。）	3-(3)
12	80	写真1	蒙古襲来絵詞 宮内庁三の丸尚蔵館蔵	表記が不統一である。 （5ページ「マークについて」中、「国宝」の表示方法に照らして、不統一である。）	3-(4)
13	80	5 - 7	元兵と高麗兵の計3万人が……対馬，壱岐に攻めこみ，それぞれの守護が率いる軍勢を打ち破った後，	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「それぞれの守護」）	3-(3)
14	81	14 - 16	1297（永仁5）年，幕府は，借金を取り消し土地を返させる徳政令を出し，御家人を救おうとしましたが，お金を貸す人がいなくなり，かえって社会を混乱させました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （永仁の徳政令の内容）	3-(3)
15	93	写真5	龍安寺石庭	表記が不統一である。 （5ページ「マークについて」中，「世界遺産」の表示方法に照らして，不統一である。）	3-(4)
16	110	写真4	検地帳	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「同所（田）」）	3-(3)
17	112	写真2	唐獅子図屏風 ……（……宮内庁三の丸尚蔵館蔵）	表記が不統一である。 （5ページ「マークについて」中，「国宝」の表示方法に照らして，不統一である。）	3-(4)
18	121	上囲み	百姓は，農民をふくめて，農業を経営しながら他業にも従事する人たちを指します。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （百姓の生業について誤解する。）	3-(3)
19	125	写真6	江戸時代のお金（実物大）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「実物大」）	3-(3)
20	127	図4	「江戸時代の交通」中，「主な城下町」	生徒が誤解するおそれのある図である。 （城下町について誤解する。）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-13		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準
	ページ	行			
21	143	図7	主な藩校・私塾と寺子屋の数	生徒が誤解するおそれのある図である。 (藩校の設立年・改称年)	3-(3)
22	149	左	この絵には、約140年前の東京・銀座の大通りがえがかれていて	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (この絵が描かれた時点が現在から約140年前であるかのように誤解する。)	3-(3)
23	154	6 - 11	しかしクロムウェルが独裁を行っため、死後に再び王政にもどりまし。ところが、この国王も伝統を守らなかったため、1688年に議会在国外に追放して、議を尊重する新しい国王をオ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国王の国外追放の経緯)	3-(3)
			ランダからむかえました。		
24	172	側注2	版籍奉還後は政府から家禄として米が支給されていた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (家禄の支給主体)	3-(3)
25	189	図7	列強の中国進出	生徒が誤解するおそれのある図である。 (スケール)	3-(3)
26	216	19	市川房江	誤記である。	3-(2)
27	219	右上囲み	6ような移民の問題が	脱字である。	3-(2)
28	220	写真3	文化住宅	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (復元であることがわからない。)	3-(3)
29	222	グラフ2	「1914年ごろの列強の植民地領有面積と人口の比較」中、「ドイツ」	不正確である。 (本国の人口)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-13		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準
	ページ	行			
30	244	右上囲み	何ついでの裁判でしょうか。	脱字である。	3-(2)
31	249	図9	日本への復員と引きあげ者数	生徒が誤解するおそれのある図である。 (塗色)	3-(3)
32	252	図1	「冷戦のようす」中、「ワルシャワ条約機構加盟国（1960年）」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (当時の国境)	3-(3)
33	259	図8	沖縄島の米軍基地（2018年）	不正確である。 (2018年の米軍基地を表す図として、不正確である。)	3-(1)
34	269	11	韓国と北朝鮮は、1999年に同時に国連に加盟しました。	不正確である。 (年次)	3-(1)
35	269	17 - 18	核兵器不拡散条約（NPT）を脱退して	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北朝鮮が核兵器不拡散条約（NPT）を正式に脱退しているかのように誤解する。)	3-(3)
36	275	30 - 31	関東大震災では、10万人以上もの死者を出し	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (死者数)	3-(3)
37	276	12 左	読本（とくほん）	誤記である。 (ルビ)	3-(2)
38	284	左	日本には、創業200年以上の企業が3500社ほどあるといわれ、……創業100年以上の企業となると、製造業だけでも4万5000社ほどあり、さらに創業1000年以上の会社もあります。これ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (老舗企業の現況)	3-(3)
			ほど老舗の多い国は、他にありません。		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-14		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
1	42	8 - 10	朝廷は全国の田畑を国のものとして、6歳以上の男女に口分田としてあたえ・・・、これに対してムラの産物を都へ運ばせる税など、多くの義務を負わせました（班田収授法）。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「班田収授法」の内容）	3-(3)
2	42	18 - 19	稲に対する税は租といわれ、稲の収穫の3%ほどを地元の役所にとどけます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（課税対象）	3-(3)
3	51	14	蝦夷地の毛皮・馬なども珍重されました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「馬」の産地）	3-(3)
4	55	右上写真	『男衾三郎絵詞』国立国会図書館蔵 同ページ右下写真「『蒙古襲来絵詞』九州大学附属図書館蔵」も同様。	生徒が誤解するおそれのある写真である。（原本であるかのように誤解する。）	3-(3)
5	57	11	寧波（せんしゅう）・泉州（こうしゅう）・広州	誤記である。（ルビ）	3-(2)
6	63	図5	源平の内乱	生徒が誤解するおそれのある図である。（進路）	3-(3)
7	64	写真4	『慕帰絵詞』国立国会図書館蔵	生徒が誤解するおそれのある写真である。（原本であるかのように誤解する。）	3-(3)
8	69	図6	「マルコラの行程」中、高麗の塗色	生徒にとって理解し難い図である。（高麗の状況）	3-(3)
9	69	右上囲み	「通交を求めたクビライ=カンの国書」中、「私の先祖が天下を支配したので、遠くの国もわが国をおそれて、朝貢に来ている。日本は高麗に接しており、開国以来、ときには中国とも通交してきた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（中略記号がない。）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-14		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
10	69	図6	「マルコらの行程」中、海南島の塗色 81ページ図6「15世紀アジアの海上交 易路」中、海南島も同様。	生徒が誤解するおそれのある図である。 (海南島の状況)	3-(3)
11	75	下囲み	油商人たちは、朝廷や幕府の保護をえ て西日本の村を回って	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「油商人」の直接的な保護主体)	3-(3)
12	83	写真5	毛利元就・・・〈東京大学史料編纂所 蔵〉	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (原本であるかのように誤解する。)	3-(3)
13	83	右囲み	分国法	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (出典史料の原文との関係)	3-(3)
14	103	図5	1630年ごろの東アジア・東南アジア	生徒が誤解するおそれのある図である。 (スペイン領の分布)	3-(3)
15	122	3 - 7	百姓たちは名主の家や寺などに集まり ・・・相談を重ねました。 12月、百姓の代表たちは・・・江戸 へ向かいました。・・・ よく年1月、百姓の代表たちは、再	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (行動の経過)	3-(3)
			び江戸に向かいました。		
16	122	12 - 13	太鼓が鳴りホラ貝が吹かれると、いっ せいに関の声を上げました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「ホラ貝」の合図の意味)	3-(3)
17	122	写真2	老中に駕籠訴する百姓	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (写真中、「伊井様」の地位)	3-(3)
18	126	側注	B 長野県常盤村での識字率の調査 (1881年に15歳以上) 自分の氏名・村名だけが書ける者 63.7% 日常の帳簿が書ける者 22.5%	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「15歳以上」の者全体における割合であるかのよ うに誤解する。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の
第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-14		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準
	ページ	行			
			手帳や証書が書ける者 6.8% 公文書・新聞が読める者 2.6%		
19	135	上中写真	大阪の大商人	生徒にとって理解し難い表現である。 (112ページ写真1に照らして、写真の人物を「大阪の大商人」とするのは理解し難い。)	3-(3)
20	170	1 - 2	1878年、・・・楠瀬喜多は、自由民権運動の演説会に通い、男性の聴衆にまじって演説を聞きました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (演説会に通った時期について断定的に過ぎる。)	3-(3)
21	171	14	大津（滋賀県）でも、岸田は「箱入娘」と題し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (演題の表記)	3-(3)
22	173	下囲み	深沢権八らも、1885年、五日市に衛生会をつくった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (設立年と名称)	3-(3)
23	200	写真1	「ロシアの首都ペトログラード（サンクトペテルブルグ）でのデモ行進」中、「横断幕には……「兵士の家族に、食料の配給を増やせ／自由を守れ／人民に平和を」（右）と書かれている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (横断幕の日本語訳)	3-(3)
			」		
24	243	写真3	1946年12月 博多港	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (撮影地)	3-(3)
25	279	上表	「あの頃の記憶」欄中、「1980」年の「バブル景気で楽しい毎日だった」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (「バブル景気」の時期)	3-(3)
26	279	上表	「③父 信夫」欄中、「1989」年の「高校に入学」、「1990」年の「大学に入学」	生徒にとって理解し難い表である。 (高校在学期間)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

檢 定 意 見 書

受理番号 105-14	学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
-------------	--------	-------	--------------	--------

[illegible]

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-108		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	4 － 5		「この教科書の課題」全体	生徒にとって理解し難い表現である。 （「国家」と「王朝」の関係）	3-(3)	
2	4	上11- 13	その後、三世紀に…ヤマト王権が発足し、まもなく日本列島の大半を統治します。	生徒にとって理解し難い表現である。 （「まもなく」、「大半」）	3-(3)	
3	4	注1	大和国家は、もともとは「やまと」という名称だったが、外交上は中華王朝による命名の「倭」を用いるようになり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「やまと」を国の名称として使用し始めた時期について、断定的に過ぎる。）	3-(3)	
4	4	注1	飛鳥時代には「日本（にっぽん）」、明治時代には「大日本帝国（だいにっぽんていこく）」、終戦後は「日本国（にほんこく）」を名乗り、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （各時代の「日本」の読み方が固定されていたと誤解する。）	3-(3)	
5	5	上9-11	三世紀にヤマト王権が成立し、やがて古代最初の統一国家に発展したことが確認されています。	生徒にとって理解し難い表現である。 （「確認されています」）	3-(3)	
6	27	上15	ロ 氷河時代の終焉と縄文海進	生徒にとって理解し難い表現である。 （27ページ下2-3行「今から約一万一〇〇〇年前、最後の氷期が終わり、世界は温暖な時代へと移行しました。」に照らして、理解し難い。）	3-(3)	
7	29	写真	三内丸山遺跡（青森県）	生徒が誤解するおそれのある写真である。 （復元であることがわからない。）	3-(3)	
8	31	上12	ニ 影響し合う世界の文明	生徒にとって理解し難い表現である。 （31ページ下2行～33ページ下3行の本文に照らして、理解し難い。）	3-(3)	
9	32 － 33	下19- 上1	また、水田としては、長江中流域の約九五〇〇年前の水田の跡が最も古く、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「約九五〇〇年前の水田の跡」）	3-(3)	
10	35	注7	「神聖文字」中、「紀元前3100年ごろから約3,000年間用いられた。」	不正確である。 （期間）	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-108		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基準
	ページ	行			
11	40	下10-13	日本の稲作開始年代が遡ったことで、朝鮮半島の稲作よりも、日本の稲作のほうがだいぶ古いことが分かったからです。しかも、朝鮮半島では水田稲作は紀元前六世紀ごろまでしか遡れず、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (朝鮮半島における水田稲作の開始年代)	3-(3)
12	43	囲み下18-20	「環濠集落を代表する「吉野ヶ里遺跡」」中、「吉野ヶ里遺跡は、人々の生活の場から埋葬の地へと変化したようです。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「吉野ヶ里遺跡」)	3-(3)
13	44	写真	吉野ヶ里遺跡（北内郭、佐賀県）	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (復元であることがわからない。)	3-(3)
14	44	上囲み	「沖縄と北海道の稲作」中、「本州、四国、九州が水田稲作を取り入れて弥生文化に移行しても、北海道と沖縄は縄文文化を継続した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (弥生文化並行期の北海道・沖縄と縄文文化の関係)	3-(3)
15	47	注11	「印綬」中、「中国の皇帝が諸国の王に授ける金印は、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「金印」)	3-(3)
16	48	上18-下5	半島各地から、半島最古の土器となる多数の隆起線文土器が出土しています。この土器は、日本列島の縄文土器の一種です。列島では一万年以上前から隆起線文土器を使用していて、列島以	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (朝鮮半島から出土する隆起線文土器について、断定的に過ぎる。)	3-(3)
			外ではこの土器は作られていなかったもので、当時の半島は、縄文文化の影響を強く受けていたことが分かります。		
17	48	下5-6	一定数の縄文人が、ほとんど無人だった半島に渡った可能性も指摘されています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (新石器時代初期の朝鮮半島の状況と、縄文人の関わりについて誤解する。)	3-(3)
18	48	下6-10	その可能性を示唆する研究成果が公表されました。国立科学博物館は平成二十九年（二〇一七）、弥生時代に半島から渡ってきたと見られる渡来系弥生人の核ゲノムが、弥生人のそれとほと	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国立科学博物館の研究成果)	3-(3)
			んど同じだったことを発表しました。		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-108		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準
	ページ	行			
19	54	下10-12	大和國家は現在の日本国につながる国家ですから、日本の起源は、考古学では三世紀前半までは確実に遡ることができます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （国家の形成時期についての学説状況）	3-(3)
			5ページ上14-16行「「日本」の起源は、ヤマト王権が成立した三世紀前半（約一八〇〇年前）までは確実に遡ることができます。」，312ページ囲み「修身道徳の根本規範「教育勅語」」		
			中，下6-8行「古代国家成立から約一八〇〇年の歴史を重ねてきたのは」，454ページ下12-13行「我が国だけが約一八〇〇年、国家を継続してきたのはなぜだろう。」も同様。		
20	54	下15-17	そのため、ヤマト王権を構成した中心的勢力の起源を一八〇〇年よりも古く見る考えもあります。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「一八〇〇年よりも」）	3-(3)
21	54	注2	「ヤマト王権と大和國家」中，「戦前から一般的に「大和朝廷」を呼ばれてきたが、」	誤記である。 （「「大和朝廷」を」）	3-(2)
22	56	下16-18	魏の皇帝は…倭の女王に「あなたを親魏倭王とし、金印紫綬を授け、帶方郡の太守に任命する」と伝えた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （卑弥呼が帶方郡の太守に任命されたかのように誤解する。）	3-(3)
23	58	2-3	殉葬＝尊い人を葬る際に、臣下や家族が命を絶って後を追うこと。	誤りである。 （殉葬の意味）	3-(1)
24	60	上12-13	半島南部に倭人の勢力があったなどの説があります。 61ページ注13「当時の中国王朝は朝鮮半島南部を倭と呼んでいた、あるいは	生徒にとって理解し難い表現である。 （現在の学説状況に照らして、理解し難い。）	3-(3)
			、倭人が朝鮮南部に進出していたとの説も主張されている。」も同様。		
25	63	囲み下16-18	そしてその聖徳は、一七〇〇年経った現在の皇室に受け継がれています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「一七〇〇年経った」）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-108		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基準
	ページ	行			
26	64	9 - 10	二二九メートルのクフ王のピラミッドと比較すると、その大きさが分かります。	生徒にとって理解し難い表現である。 （「二二九メートルのクフ王のピラミッド」）	3-(3)
27	78	下16	その王のタシリヒコは、	誤記である。 （「タシリヒコ」）	3-(2)
28	80	注10	「班田収受法」中、「男子には2段（約12アール）…の口分田が与えられた。」	誤りである。 （「2段（約12アール）」）	3-(1)
29	97	下10-12	また、神亀元年（七二四）に設置したとされる古代城柵の多賀城（宮城県多賀城市）は、東北開拓の拠点となりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （多賀城が有した機能）	3-(3)
30	98	下2-3	勘解由使という職を置いて、国司と郡司に対する監督を強化しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （勘解由使の職務の内容）	3-(3)
31	98	注3	「征夷大將軍」中、「建久3年（1192）に源頼朝が任じられて以降、この職は幕府の首長のみに与えられるようになる。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （147ページ下17-18行「そこで後醍醐天皇は、護良親王を征夷大將軍に任命して」に照らして、理解し難い。）	3-(3)
32	99		「京都駅にある平安京羅城門模型」の説明中、「外国の施設はこの門から平安京に入った。」	誤記である。 （「施設」）	3-(2)
33	101	注7	「藤原氏の全盛期」中、「道長は4人の娘を4代の天皇や皇太子に嫁がせ、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「4代の天皇」）	3-(3)
34	104	上4-5	清少納言と紫式部は世界最初の女流作家として知られています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （世界の文学史上における位置付け）	3-(3)
35	104	注11	「宮廷儀礼と年中行事」中、「正月のお屠蘇や七草粥、雛祭り、端午の節句、七夕、お盆などの年中行事が成立したほか、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （年中行事の成立時期）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-108		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
36	110	9 - 11	平治の乱は、平治元年（一一五九）に院近親間（藤原通憲と藤原信頼）の対立と、	誤記である。 （「院近親間」）	3-(2)
37	110	表	「保元の乱と平治の乱の対立関係」の説明中、「その後、後白河天皇の院政下で起きた平治の乱により、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「後白河天皇の院政下」）	3-(3)
38	112	上5-6	『吾妻鏡』治承四年四月二十七日付、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「二十七日付」）	3-(3)
39	112	下11-12	先土器時代、縄文時代、弥生時代を含めて古代とする分類方法もありますので注意してください。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （古代の分類方法）	3-(3)
40	115	上1	時代ごとの特色をとらえよう（古代） 115ページ上2行「ここまで、我が国の古代について学習してきました。」及び118ページ「古代のまとめ」も同様	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B(1)イ(イ)「古代までの日本を大観して、時代の特色を多面的・多角的に考察し、表現すること。」）	2-(1)
			。		
41	122	図	鎌倉幕府の仕組み	生徒が誤解するおそれのある図である。 （「評定」、「評定衆」、「京都守護」）	3-(3)
42	123	下7	その後、義時は健保元年（一二一三）、	誤記である。 （「健保」）	3-(2)
43	124	図	「源氏将軍家・北条氏関係図」の説明中、「将軍家を失墜させて、」	生徒にとって理解し難い表現である。 （124ページ図「源氏将軍家・北条氏関係図」中の「摂家将軍（藤原将軍）」、130ページ上7行「皇族将軍」に照らして、理解し難い。）	3-(3)
44	125	上8-10	出自が不明な北条氏が実権を握ったことについては、朝廷が問題視して当然でした。	生徒にとって理解し難い表現である。 （124ページ図「源氏将軍家・北条氏関係図」の説明中、「桓武平氏の流れの北条氏」との関係が理解し難い。）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-108		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準	
	ページ	行				
45	125	注9	出家して尼となった北条政子は、…京都から迎えた幼少の藤原頼経に代わって幕政を掌握し、事実上の鎌倉殿（将軍）となり「尼将軍」と呼ばれた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「尼将軍」と呼ばれるようになった時期）	3-(3)	
46	127	5	『承久記』後鳥羽上皇の宣旨	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「宣旨」）	3-(3)	
47	130	下4-6	供物を絶やさず、昔からの祭祀や慣習をおろそかにしてはならない。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （出典史料の原文との関係）	3-(3)	
48	130	下12-13	また御家人以外の場合は牢に入れる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （出典史料の原文との関係）	3-(3)	
49	130	下17-18	その働きや能力に応じて妻と子に分配しなければならない。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （出典史料の原文との関係）	3-(3)	
50	145	写真	「北野天神縁起絵巻（承久本）第七巻」説明中、「鎌倉時代には、ほかにも『承久記絵巻』…をはじめ、盛んに絵巻物が制作された。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （『承久記絵巻』が制作された時期）	3-(3)	
51	150	写真	「室町第（花の御所）」中、「狩野永徳筆『洛中洛外図屏風（上杉本）』（模写、部分、京都市平安京創生館蔵…）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「模写」）	3-(3)	
52	151	図	室町幕府の仕組み	生徒が誤解するおそれのある図である。 （「鎌倉府」と「鎌倉公方」との関係）	3-(3)	
53	151	注3	「鎌倉府」中、「足利基氏（尊氏の次男）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「次男」）	3-(3)	
54	153	上17-下5	寧子は出家して尼になっていましたが、彼女を治天の君に見立てて院宣を出させ、…女性が、また皇室以外の生まれの者が院宣を出した例は、ほかにありません。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （文書名）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-108		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準
	ページ	行			
55	155	図	「天皇と院の政治的地位の変遷（模式図）」中、「〔裁判権の喪失〕」	生徒にとって理解し難い表現である。 （154ページ2-6行「北朝第六代後小松天皇が成立すると、天皇がまだ幼少であったため、義満が天皇を全面的に補佐することになりました。このときに、裁判権、…などの天皇の政治的権限はほとんどが義満に握られてしまいました。」に照らして、理解し難い。）	3-(3)
56	155	図	「天皇と院の政治的地位の変遷（模式図）」中、「〔叙任権・祭祀権の喪失〕」	生徒にとって理解し難い表現である。 （156ページ上6-13行「しかも、廷臣の任官などの内定を、天皇を関与させずに義満の自筆により示すようになりました。…そして義満は、上皇を模した儀礼を行い、…さらには義満が発給する伝奏奉書によって、天皇の祭祀をも司るようになったのです。」に照らして、理解し難い。）	3-(3)
57	155	図	「天皇と院の政治的地位の変遷（模式図）」中、「江濃越一和〔調停権の獲得〕」	生徒にとって理解し難い表現である。 （対応する記述が理解し難い。）	3-(3)
58	155	図	「天皇と院の政治的地位の変遷（模式図）」中、「一向一揆講和〔祭祀権の復活〕」	生徒にとって理解し難い表現である。 （「一向一揆講和」と「祭祀権の復活」の関係について理解し難い。）	3-(3)
59	155	図	「天皇と院の政治的地位の変遷（模式図）」中、一五八〇～一五八五の間の模式図	生徒にとって理解し難い図である。 （模式図の傾斜）	3-(3)
60	155	図	「天皇と院の政治的地位の変遷（模式図）」中、「光格天皇崩御〔天皇号の復活〕」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （天皇号の復活の内容について誤解する。）	3-(3)
61	156	上19- 下3	しかし近年、新しい史料が発見され、義嗣は後小松天皇の猶子となり、親王宣下を行い、皇族になることが予定されていたと指摘されています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「新しい史料が発見され」）	3-(3)
62	156	注4	「明」中、「朱元璋（洪武帝）が1368年に、モンゴル族が支配した元を倒して建てた中国の統一王朝。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （王朝交代の経緯）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-108		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
63	159	囲み下 9-11	「明の日本攻撃を断念させた「懷良親王」の書簡」中、「だが、もし日本が勝って明国が敗れるようなことがあれば、明国は大恥をかくことになる。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （出典史料の原文との関係）	3-(3)
64	169	表	応仁の乱開始時の対立関係	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「（管領）細川勝元」，「（所司）山名持豊」）	3-(3)
65	170	注11	「書院造」中，「また慈照寺銀閣の足利義政の書斎であった東求堂同仁斎は、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「銀閣」と「東求堂同仁斎」の関係）	3-(3)
66	171	上11- 13	鹿苑寺金閣は…二層目が武家文化の書院造、 170ページ注11「書院造」中，「鹿苑寺金閣の二層目が書院造であり、」も	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「書院造」）	3-(3)
			同様。		
67	171	注13	「茶の湯」中，「「茶の湯」は「茶道」とも呼ばれ、その後も発展して花道や香道などの基礎となる。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「茶道」と「花道」，「香道」との関係）	3-(3)
68	185	注3	「贖宥状」中，「教皇が発効した免罪の証書。」	誤記である。 （「発効」）	3-(2)
69	203	下6-7	琉球から伝わった三味線に合わせて歌う浄瑠璃が流行り、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「歌う」）	3-(3)
70	205	上囲み	「城郭建築」中，「桃山城」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （203ページ上7-8行には「秀吉が築き…伏見城がこの文化の中心であった」とある。）	3-(3)
71	206	注1	「石田三成」中，「毛利輝元、上杉景勝らとともに「天下分け目の戦い」ともいわれる関ヶ原の戦い（岐阜県）に臨んだ。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「毛利輝元」，「上杉景勝」が「関ヶ原の戦い」において実際に関ヶ原に赴いたかのように誤解する。）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-108		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
72	209	図	「江戸幕府の職制」中、「大老（必要に応じて置かれた幕府の最高職）」	生徒にとって理解し難い表現である。 （209ページ注5には「老中は幕府最高の職」とあり、「大老」と「老中」の関係が理解し難い。）	3-(3)
73	210	上1	禁中並公家諸法度（元和元年〔一六一五〕）	表記が不統一である。 （221ページ上17行一下1行には「慶長二十年（一六一五）」とある。）	3-(4)
74	215	写真	「天草四郎」説明中、「洗礼はジェロニモといわれるが、」	脱字である。 （「洗礼はジェロニモ」）	3-(2)
75	217	注13	「アイヌ」全体	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「アイヌ」と「アイヌ文化」について誤解する。）	3-(3)
76	217	注14	「和人」全体	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「和人」について誤解する。）	3-(3)
77	229	上13	足高（あしだか）の制	誤記である。 （ルビ）	3-(2)
78	236	上14-15	町内に町屋敷を持たない地借や店借は、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「町屋敷を持たない地借」）	3-(3)
79	237	図	「江戸時代の交通網」中、「西廻り航路」及び「東廻り航路」	相互に矛盾している。 （239ページ上囲み「江戸時代の水上交通」中には「西廻り航路（日本海沿岸の港と大坂を結ぶ瀬戸内海を通る幹線航路）」、「東廻り航路（東北・北陸の港と江戸を結ぶ太平洋を通る幹線航路）」とある。	3-(1)
				)	
80	248		「大塩平八郎」説明中、「退職後は私塾を開き、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「私塾」を開いた時期について誤解する。）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-108		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
81	254	注63	「吉田松陰」中、「出獄後、萩に松下村塾を開き、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「吉田松陰」が「松下村塾」を開いたかのように誤解する。）	3-(3)
82	271	注2	「太平洋戦争（大東亜戦争）」中、「対米英戦争開始後、日本政府は「支那事変ヲ含メ大東亜戦争ト呼称ス」と閣議決定した。…中国戦線と太平洋戦線を包括した一般的な呼称はないため	生徒にとって理解し難い表現である。 （270ページには「一九四一 太平洋戦争（大東亜戦争）が起こる」とある。）	3-(3)
			、包括して述べる場合は「大東亜戦争」を用いる。」		
83	273	注8	「議会政治」中、「イギリスは……19世紀には男子普通選挙を導入した。」	不正確である。 （時期）	3-(1)
84	274	注10	「ボストン茶会事件」中、「1173年」	不正確である。 （年次）	3-(1)
85	279	下17-18	リンカーン大統領は合衆国憲法を改正し、奴隷解放宣言を出しましたが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （時系列）	3-(3)
86	289	注6	5～14年分にあたる価額の公債を交付して、	生徒にとって理解し難い表現である。 （「5～14年分にあたる価額」では公債の額面価格が理解し難い。）	3-(3)
87	298	注24	「樋口一葉」中、「明治27年(1894)春から14カ月で10以上のロマン主義の作品を書き、…「樋口一葉の軌跡の14カ月」といわれる。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「明治27年(1894)春から」、「軌跡」）	3-(3)
88	299	下7-8	幕末の安政二年（一八五五）に締結された日露和親条約で、 301ページ図「北方領土、千島列島、樺太の領有」説明中、「安政2年	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「安政二年」、「安政2年」）	3-(3)
			（1855）日露和親条約」も同様。		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-108		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基準
	ページ	行			
89	301	図	「北方領土、千島列島、樺太の領有」説明中、「寛政11年（1799）に江戸幕府が幕臣の近藤重蔵を派遣して北方領土の直接統治を始め、国後島から択捉島にかけて調査し、択捉島に「大日本	生徒が誤解するおそれのある表現である。（時系列）	3-(3)
			恵登呂府」と書いた標柱を建てた。」		
90	306		「西郷隆盛」説明中、「西郷は討ち死にし、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「討ち死に」）	3-(3)
91	316	上囲み	「日清戦争での日本軍の犠牲者」中、「朝鮮半島の衛生状態が悪く、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「日清戦争での日本軍」の病死者について誤解する。）	3-(3)
92	329		「樺太の北緯50度線の境界標石」説明中、「昭和17年(1942)に内地に編入された。」	不正確である。（南樺太の編入の年次）	3-(1)
93	333	注53	「八幡製鉄所」中、「福岡県八幡村（八幡市）」	不正確である。（現在の自治体名との関係）	3-(1)
94	334	下1-2	明治初期には約三〇〇〇万人だった人口は、明治末期には約五二〇〇万人にまで急増しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（明治期の日本の人口について誤解する。）	3-(3)
95	352	注3	「犬養毅」中、「在任中に満州事変が起きた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「満州事変」勃発時の首相について誤解する。）	3-(3)
96	361	上5	盧溝橋事件	表記が不統一である。（同ページ下9行、12行には「盧溝橋」とある。）	3-(4)
97	375	上15-17	日独伊三国同盟を実質的に破棄することなどが記されていました。	表記が不統一である。（376ページ下5-6行には「日独伊三国軍事同盟の実質廃棄」とある。）	3-(4)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-108		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準
	ページ	行			
98	392	上13	これにより、二〇万人以上が死亡しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （原子爆弾投下直後の広島市の死亡者数について誤解する。）	3-(3)
99	399	囲み中 6-7	「真岡郵便電信局事件」中、「ロシア軍の攻撃で犠牲になった職員を含めると、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「ロシア軍」）	3-(3)
100	419	囲み中 7-8	「昭和天皇とマッカーサー元帥の会談」中、「文武百官（将兵・閣僚・官僚など）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （出典史料の原文との関係）	3-(3)
101	429	上2-3	昭和四十五年（一九七〇）には乗用車の世帯普及率が五〇パーセントを超えました。	不正確である。 （「五〇パーセント」）	3-(1)
102	451	上囲み	「憲政史上最長の政権」中、「開かれたインド太平洋構想」	表記が不統一である。 （445ページ上14行には「自由で開かれたインド太平洋構想」とある。）	3-(4)
103	461	囲み	「歴史フィクション作品の例」全体	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。 （「新潮文庫」，「角川文庫」，「文春文庫」，「集英社文庫」，「太田出版」，「集英社」，「潮出版社」，「講談社」）	2-(7)
104	461	囲み	「歴史フィクション作品の例」中，「『日本の一番長い日』（監督・原田真人（はらだまひと））」	誤記である。 （ルビ）	3-(2)
105	467	巻末資料	巻末資料5の「上京龍泉府」 巻末資料6の「上京竜泉府」	表記が不統一である。 （「龍」と「竜」）	3-(4)
106	509		「唐獅子図屏風…宮内庁三の丸尚蔵館蔵」説明中，「皇室財産であることから、国宝などには指定されていない。」	誤りである。 （当該作品と国宝の指定の関係）	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-109		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基準
	ページ	行			
1	4 - 5		「この教科書の課題」全体	生徒にとって理解し難い表現である。 （「国家」と「王朝」の関係）	3-(3)
2	4	上11- 13	その後、三世紀に…ヤマト王権が発足し、まもなく日本列島の大半を統治します。	生徒にとって理解し難い表現である。 （「まもなく」、「大半」）	3-(3)
3	4	注1	大和国家は、もともとは「やまと」という名称だったが、外交上は中華王朝による命名の「倭」を用いるようになり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「やまと」を国の名称として使用し始めた時期について、断定的に過ぎる。）	3-(3)
			58ページ図「3世紀ごろの東アジア」中、「やまと（倭）」も同様。		
4	4	注1	飛鳥時代には「日本（にっぽん）」、明治時代には「大日本帝国（だいにっぽんていこく）」、終戦後は「日本国（にほんこく）」を名乗り、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （各時代の「日本」の読み方が固定されていたと誤解する。）	3-(3)
5	5	上9-11	三世紀にヤマト王権が成立し、やがて古代最初の統一国家に発展したことが確認されています。	生徒にとって理解し難い表現である。 （「確認されています」）	3-(3)
6	27	上15	ロ 氷河時代の終焉と縄文海進	生徒にとって理解し難い表現である。 （27ページ下2-3行「今から約一万一〇〇〇年前、最後の氷期が終わり、世界は温暖な時代へと移行しました。」に照らして、理解し難い。）	3-(3)
7	29	写真	三内丸山遺跡（青森県）	生徒が誤解するおそれのある写真である。 （復元であることがわからない。）	3-(3)
8	31	上12	ニ 影響し合う世界の文明	生徒にとって理解し難い表現である。 （31ページ下2行～33ページ下3行の本文に照らして、理解し難い。）	3-(3)
9	32 - 33	下19- 上1	また、水田としては、長江中流域の約九五〇〇年前の水田の跡が最も古く、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「約九五〇〇年前の水田の跡」）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-109		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
10	35	注7	「神聖文字」中、「紀元前3100年ごろから約3,000年間用いられた。」	不正確である。 (期間)	3-(1)
11	40	下10-13	日本の稲作開始年代が遡ったことで、朝鮮半島の稲作よりも、日本の稲作のほうがだいぶ古いことが分かったからです。しかも、朝鮮半島では水田稲作は紀元前六世紀ごろまでしか遡れず、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (朝鮮半島における水田稲作の開始年代)	3-(3)
12	43	囲み下18-20	「環濠集落を代表する「吉野ヶ里遺跡」」中、「吉野ヶ里遺跡は、人々の生活の場から埋葬の地へと変化したようです。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「吉野ヶ里遺跡」)	3-(3)
13	44	写真	吉野ヶ里遺跡（北内郭、佐賀県）	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (復元であることがわからない。)	3-(3)
14	44	上囲み	「沖縄と北海道の稲作」中、「本州、四国、九州が水田稲作を取り入れて弥生文化に移行しても、北海道と沖縄は縄文文化を継続した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (弥生文化並行期の北海道・沖縄と縄文文化の関係)	3-(3)
15	47	注11	「印綬」中、「中国の皇帝が諸国の王に授ける金印は、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「金印」)	3-(3)
16	48	上18-下5	半島各地から、半島最古の土器となる多数の隆起線文土器が出土しています。この土器は、日本列島の縄文土器の一種です。列島では一万年以上前から隆起線文土器を使用していて、列島以	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (朝鮮半島から出土する隆起線文土器について、断定的に過ぎる。)	3-(3)
			外ではこの土器は作られていなかったもので、当時の半島は、縄文文化の影響を強く受けていたことが分かります。		
17	48	下5-6	一定数の縄文人が、ほとんど無人だった半島に渡った可能性も指摘されています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (新石器時代初期の朝鮮半島の状況と、縄文人の関わりについて誤解する。)	3-(3)
18	48	下6-10	その可能性を示唆する研究成果が公表されました。国立科学博物館は平成二十九年（二〇一七）、弥生時代に半島から渡ってきたと見られる渡来系弥生人の核ゲノムが、弥生人のそれとほと	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国立科学博物館の研究成果)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-109		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準
	ページ	行			
			んど同じだったことを発表しました。		
19	54	下10-12	大和国家は現在の日本国につながる国家ですから、日本の起源は、考古学では三世紀前半までは確実に遡ることができます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （国家の形成時期についての学説状況）	3-(3)
			5ページ上14-16行「「日本」の起源は、ヤマト王権が成立した三世紀前半（約一八〇〇年前）までは確実に遡ることができます。」，312ページ囲み「修身道徳の根本規範「教育勅語」」中		
			，下6-8行「古代国家成立から約一八〇〇年の歴史を重ねてきたのは」，452ページ下12-13行「我が国だけが約一八〇〇年、国家を継続してきたのはなぜだろう。」も同様。		
20	54	下15-17	そのため、ヤマト王権を構成した中心の勢力の起源を一八〇〇年よりも古く見る考えもあります。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「一八〇〇年よりも」）	3-(3)
21	54	注2	「ヤマト王権と大和国家」中，「戦前から一般的に「大和朝廷」を呼ばれてきたが、」	誤記である。 （「「大和朝廷」を」）	3-(2)
22	56	下16-18	魏の皇帝は…倭の女王に「あなたを親魏倭王とし、金印紫綬を授け、帶方郡の太守に任命する」と伝えた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （卑弥呼が帶方郡の太守に任命されたかのように誤解する。）	3-(3)
23	58	2-3	殉葬＝尊い人を葬る際に、臣下や家族が命を絶って後を追うこと。	誤りである。 （殉葬の意味）	3-(1)
24	60	上12-13	半島南部に倭人の勢力があったなどの説があります。 61ページ注13「当時の中国王朝は朝鮮半島南部を倭と呼んでいた、あるいは	生徒にとって理解し難い表現である。 （現在の学説状況に照らして、理解し難い。）	3-(3)
			、倭人が朝鮮南部に進出していたとの説も主張されている。」も同様。		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-109		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準
	ページ	行			
25	63	囲み下 16-18	そしてその聖徳は、一七〇〇年経った現在の皇室に受け継がれています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「一七〇〇年経った」）	3-(3)
26	64	9 - 10	二二九メートルのクフ王のピラミッドと比較すると、その大きさが分かります。	生徒にとって理解し難い表現である。 （「二二九メートルのクフ王のピラミッド」）	3-(3)
27	78	下16	その王のタシリヒコは、	誤記である。 （「タシリヒコ」）	3-(2)
28	80	注10	「班田収受法」中、「男子には2段（約12アール）…の口分田が与えられた。」	誤りである。 （「2段（約12アール）」）	3-(1)
29	97	下10- 12	また、神亀元年（七二四）に設置したとされる古代城柵の多賀城（宮城県多賀城市）は、東北開拓の拠点となりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （多賀城が有した機能）	3-(3)
30	98	下2-3	勘解由使という職を置いて、国司と郡司に対する監督を強化しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （勘解由使の職務の内容）	3-(3)
31	98	注3	「征夷大將軍」中、「建久3年（1192）に源頼朝が任じられて以降、この職は幕府の首長のみに与えられるようになる。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （147ページ下17-18行「そこで後醍醐天皇は、護良親王を征夷大將軍に任命して」に照らして、理解し難い。）	3-(3)
32	99		「京都駅にある平安京羅城門模型」の説明中、「外国の施設はこの門から平安京に入った。」	誤記である。 （「施設」）	3-(2)
33	101	注7	「藤原氏の全盛期」中、「道長は4人の娘を4代の天皇や皇太子に嫁がせ、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「4代の天皇」）	3-(3)
34	104	上4-5	清少納言と紫式部は世界最初的女流作家として知られています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （世界の文学史上における位置付け）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-109		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
35	104	注11	「宮廷儀礼と年中行事」中、「正月のお屠蘇や七草粥、雛祭り、端午の節句、七夕、お盆などの年中行事が成立したほか、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （年中行事の成立時期）	3-(3)
36	110	9 - 11	平治の乱は、平治元年（一一五九）に院近親間（藤原通憲と藤原信頼）の対立と、	誤記である。 （「院近親間」）	3-(2)
37	110	表	「保元の乱と平治の乱の対立関係」の説明中、「その後、後白河天皇の院政下で起きた平治の乱により、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「後白河天皇の院政下」）	3-(3)
38	112	上5-6	『吾妻鏡』治承四年四月二十七日付、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「二十七日付」）	3-(3)
39	112	下11-12	先土器時代、縄文時代、弥生時代を含めて古代とする分類方法もありますので注意してください。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （古代の分類方法）	3-(3)
40	115	上1	時代ごとの特色をとらえよう（古代） 115ページ上2行「ここまで、我が国の古代について学習してきました。」及び118ページ「古代のまとめ」も同様	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B(1)イ(イ)「古代までの日本を大観して、時代の特色を多面的・多角的に考察し、表現すること。」）	2-(1)
			。		
41	122	図	鎌倉幕府の仕組み	生徒が誤解するおそれのある図である。 （「評定」、「評定衆」、「京都守護」）	3-(3)
42	123	下7	その後、義時は健保元年（一二一三）、	誤記である。 （「健保」）	3-(2)
43	124	図	「源氏将軍家・北条氏関係図」の説明中、「将軍家を失墜させて、」	生徒にとって理解し難い表現である。 （124ページ図「源氏将軍家・北条氏関係図」中の「摂家将軍（藤原将軍）」、130ページ上7行「皇族将軍」に照らして、理解し難い。）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-109		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
44	125	上8-10	出自が不明な北条氏が実権を握ったことについては、朝廷が問題視して当然でした。	生徒にとって理解し難い表現である。 （124ページ図「源氏将軍家・北条氏関係図」の説明中、「桓武平氏の分流の北条氏」との関係が理解し難い。）	3-(3)
45	125	注9	出家して尼となった北条政子は、…京都から迎えた幼少の藤原頼経に代わって幕政を掌握し、事実上の鎌倉殿（将軍）となり「尼将軍」と呼ばれた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「尼将軍」と呼ばれるようになった時期）	3-(3)
46	127	5	『承久記』後鳥羽上皇の宣旨	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「宣旨」）	3-(3)
47	130	下4-6	供物を絶やさず、昔からの祭祀や慣習をおろそかにしてはならない。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （出典史料の原文との関係）	3-(3)
48	130	下12-13	また御家人以外の場合は牢に入れる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （出典史料の原文との関係）	3-(3)
49	130	下17-18	その働きや能力に応じて妻と子に分配しなければならない。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （出典史料の原文との関係）	3-(3)
50	145	写真	「北野天神縁起絵巻（承久本）第七巻」説明中、「鎌倉時代には、ほかにも『承久記絵巻』…をはじめ、盛んに絵巻物が制作された。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （『承久記絵巻』が制作された時期）	3-(3)
51	150	写真	「室町第（花の御所）」中、「狩野永徳筆『洛中洛外図屏風（上杉本）』（模写、部分、京都市平安京創生館蔵…）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「模写」）	3-(3)
52	151	図	室町幕府の仕組み	生徒が誤解するおそれのある図である。 （「鎌倉府」と「鎌倉公方」との関係）	3-(3)
53	151	注3	「鎌倉府」中、「足利基氏（尊氏の次男）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「次男」）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-109		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
54	153	上17- 下5	寧子は出家して尼になっていましたが、彼女を治天の君に見立てて院宣を出させ、…女性が、また皇室以外の生まれの者が院宣を出した例は、ほかにありません。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (文書名)	3-(3)
55	155	図	「天皇と院の政治的地位の変遷（模式図）」中、「〔裁判権の喪失〕」	生徒にとって理解し難い表現である。 (154ページ2-6行「北朝第六代後小松天皇が成立すると、天皇がまだ幼少であったため、義満が天皇を全面的に補佐することになりました。このときに、裁判権、…などの天皇の政治的権限はほとんどが義満に握られてしまいました。」に照らして、理解し難い。)	3-(3)
56	155	図	「天皇と院の政治的地位の変遷（模式図）」中、「〔叙任権・祭祀権の喪失〕」	生徒にとって理解し難い表現である。 (156ページ上6-13行「しかも、廷臣の任官などの内定を、天皇を関与させずに義満の自筆により示すようになりました。…そして義満は、上皇を模した儀礼を行い、…さらには義満が発給する伝奏奉書によって、天皇の祭祀をも司るようになったのです。」に照らして、理解し難い。)	3-(3)
57	155	図	「天皇と院の政治的地位の変遷（模式図）」中、「江濃越一和〔調停権の獲得〕」	生徒にとって理解し難い表現である。 (対応する記述が理解し難い。)	3-(3)
58	155	図	「天皇と院の政治的地位の変遷（模式図）」中、「一向一揆講和〔祭祀権の復活〕」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「一向一揆講和」と「祭祀権の復活」の関係について理解し難い。)	3-(3)
59	155	図	「天皇と院の政治的地位の変遷（模式図）」中、一五八〇～一五八五の間の模式図	生徒にとって理解し難い図である。 (模式図の傾斜)	3-(3)
60	155	図	「天皇と院の政治的地位の変遷（模式図）」中、「光格天皇崩御〔天皇号の復活〕」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (天皇号の復活の内容について誤解する。)	3-(3)
61	156	上19- 下3	しかし近年、新しい史料が発見され、義嗣は後小松天皇の猶子となり、親王宣下を行い、皇族になることが予定されていたと指摘されています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「新しい史料が発見され」)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-109		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
62	156	注4	「明」中、「朱元璋（洪武帝）が1368年に、モンゴル族が支配した元を倒して建てた中国の統一王朝。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （王朝交代の経緯）	3-(3)
63	159	囲み下9-11	「明の日本攻撃を断念させた「懷良親王」の書簡」中、「だが、もし日本が勝って明国が敗れるようなことがあれば、明国は大恥をかくことになる。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （出典史料の原文との関係）	3-(3)
64	169	表	応仁の乱開始時の対立関係	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「（管領）細川勝元」，「（所司）山名持豊」）	3-(3)
65	170	注11	「書院造」中、「また慈照寺銀閣の足利義政の書斎であった東求堂同仁齋は、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「銀閣」と「東求堂同仁齋」の関係）	3-(3)
66	171	上11-13	鹿苑寺金閣は…二層目が武家文化の書院造、 170ページ注11「書院造」中、「鹿苑寺金閣の二層目が書院造であり、」も	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「書院造」）	3-(3)
			同様。		
67	171	注13	「茶の湯」中、「茶の湯」は「茶道」とも呼ばれ、その後も発展して花道や香道などの基礎となる。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「茶道」と「花道」，「香道」との関係）	3-(3)
68	185	注3	「贖宥状」中、「教皇が発効した免罪の証書。」	誤記である。 （「発効」）	3-(2)
69	203	下6-7	琉球から伝わった三味線に合わせて歌う浄瑠璃が流行り、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「歌う」）	3-(3)
70	205	上囲み	「城郭建築」中、「桃山城」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （203ページ上7-8行には「秀吉が築き…伏見城がこの文化の中心であった」とある。）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-109		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
71	206	注1	「石田三成」中，「毛利輝元、上杉景勝らとともに「天下分け目の戦い」ともいわれる関ヶ原の戦い（岐阜県）に臨んだ。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「毛利輝元」，「上杉景勝」が「関ヶ原の戦い」において実際に関ヶ原に赴いたかのように誤解する。）	3-(3)
72	209	図	「江戸幕府の職制」中，「大老（必要に応じて置かれた幕府の最高職）」	生徒にとって理解し難い表現である。 （209ページ注5には「老中は幕府最高の職」とあり，「大老」と「老中」の関係が理解し難い。）	3-(3)
73	210	上1	禁中並公家諸法度（元和元年〔一六一五〕）	表記が不統一である。 （221ページ上17行ー下1行には「慶長二十年（一六一五）」とある。）	3-(4)
74	215	写真	「天草四郎」説明中，「洗礼はジェロニモといわれるが、」	脱字である。 （「洗礼はジェロニモ」）	3-(2)
75	217	注13	「アイヌ」全体	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「アイヌ」と「アイヌ文化」について誤解する。）	3-(3)
76	217	注14	「和人」全体	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「和人」について誤解する。）	3-(3)
77	229	上13	足高（あしだか）の制	誤記である。 （ルビ）	3-(2)
78	236	上14-15	町内に町屋敷を持たない地借や店借は、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「町屋敷を持たない地借」）	3-(3)
79	237	図	「江戸時代の交通網」中，「西廻り航路」及び「東廻り航路」	相互に矛盾している。 （239ページ上囲み「江戸時代の水上交通」中には「西廻り航路（日本海沿岸の港と大坂を結ぶ瀬戸内海を通る幹線航路）」，「東廻り航路（東北・北陸の港と江戸を結ぶ太平洋を通る幹線航路）」とある。）	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-109		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準
	ページ	行			
80	248		「大塩平八郎」説明中、「退職後は私塾を開き、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「私塾」を開いた時期について誤解する。）	3-(3)
81	254	注63	「吉田松陰」中、「出獄後、萩に松下村塾を開き、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「吉田松陰」が「松下村塾」を開いたかのように誤解する。）	3-(3)
82	271	注2	「太平洋戦争（大東亜戦争）」中、「対米英戦争開始後、日本政府は「支那事变ヲモ含メ大東亜戦争ト呼称ス」と閣議決定した。…中国戦線と太平洋戦線を包括した一般的な呼称はないため	生徒にとって理解し難い表現である。 （270ページには「一九四一 太平洋戦争（大東亜戦争）が起こる」とある。）	3-(3)
			、包括して述べる場合は「大東亜戦争」を用いる。」		
83	273	注8	「議会政治」中、「イギリスは……19世紀には男子普通選挙を導入した。」	不正確である。 （時期）	3-(1)
84	274	注10	「ボストン茶会事件」中、「1173年」	不正確である。 （年次）	3-(1)
85	279	下17-18	リンカーン大統領は合衆国憲法を改正し、奴隷解放宣言を出しましたが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （時系列）	3-(3)
86	289	注6	5～14年分にあたる価額の公債を交付して、	生徒にとって理解し難い表現である。 （「5～14年分にあたる価額」では公債の額面価格が理解し難い。）	3-(3)
87	298	注24	「樋口一葉」中、「明治27年(1894)春から14カ月で10以上のロマン主義の作品を書き、…「樋口一葉の軌跡の14カ月」といわれる。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「明治27年(1894)春から」、「軌跡」）	3-(3)
88	299	下7-8	幕末の安政二年（一八五五）に締結された日露和親条約で、 301ページ図「北方領土、千島列島、樺太の領有」説明中、「安政2年	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「安政二年」、「安政2年」）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-109		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準
	ページ	行			
			(1855) 日露和親条約」も同様。		
89	301	図	「北方領土、千島列島、樺太の領有」説明中、「寛政11年（1799）に江戸幕府が幕臣の近藤重蔵を派遣して北方領土の直接統治を始め、国後島から択捉島にかけて調査し、択捉島に「大日本	生徒が誤解するおそれのある表現である。（時系列）	3-(3)
			恵登呂府」と書いた標柱を建てた。」		
90	306		「西郷隆盛」説明中、「西郷は討ち死にし、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「討ち死に」）	3-(3)
91	316	上囲み	「日清戦争での日本軍の犠牲者」中、「朝鮮半島の衛生状態が悪く、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「日清戦争での日本軍」の病死者について誤解する。）	3-(3)
92	329		「樺太の北緯50度線の境界標石」説明中、「昭和17年(1942)に内地に編入された。」	不正確である。（南樺太の編入の年次）	3-(1)
93	332	注53	「八幡製鉄所」中、「福岡県八幡村（八幡市）」	不正確である。（現在の自治体名との関係）	3-(1)
94	350	注3	「犬養毅」中、「在任中に満州事変が起きた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「満州事変」勃発時の首相について誤解する。）	3-(3)
95	359	上5	盧溝橋事件	表記が不統一である。（同ページ下9行、12行には「盧溝橋」とある。）	3-(4)
96	373	上15-17	日独伊三国同盟を実質的に破棄することなどが記されていました。	表記が不統一である。（374ページ下5-6行には「日独伊三国軍事同盟の実質廃棄」とある。）	3-(4)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-109		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
97	390	上13	これにより、二〇万人以上が死亡しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （原子爆弾投下直後の広島市の死亡者数について誤解する。）	3-(3)
98	397	囲み中 6-7	「真岡郵便電信局事件」中、「ロシア軍の攻撃で犠牲になった職員を含めると、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「ロシア軍」）	3-(3)
99	417	囲み中 7-8	「昭和天皇とマッカーサー元帥の会談」中、「文武百官（将兵・閣僚・官僚など）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （出典史料の原文との関係）	3-(3)
100	427	上2-3	昭和四十五年（一九七〇）には乗用車の世帯普及率が五〇パーセントを超えました。	不正確である。 （「五〇パーセント」）	3-(1)
101	449	上囲み	「憲政史上最長の政権」中、「「開かれたインド太平洋構想」」	表記が不統一である。 （443ページ上14行には「自由で開かれたインド太平洋構想」とある。）	3-(4)
102	459	囲み	「歴史フィクション作品の例」全体	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。 （「新潮文庫」，「角川文庫」，「文春文庫」，「集英社文庫」，「太田出版」，「集英社」，「潮出版社」，「講談社」）	2-(7)
103	459	囲み	「歴史フィクション作品の例」中，「『日本の一番長い日』（監督・原田真人（はらだまひと））」	誤記である。 （ルビ）	3-(2)
104	463 - 480		「承久の乱（承久の変）」（全体）	題材の選択が具体的な事項に偏っており，全体として調和がとれていない。	2-(5)
105	463 - 480		「承久の乱（承久の変）」（全体）	取り上げられている事項は，典拠に信頼性のある適切なものが選ばれていない。	2-(9)
106	463		「承久の乱（承久の変）」中，「大倉御所」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「大倉御所」と「朝廷は北条討伐の兵を挙げました」との関係）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-109		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
107	464		「承久の乱（承久の変）」中、「母上のお考えを申し伝える」	生徒にとって理解し難い表現である。 （人物と「母上」というセリフの関係について理解し難い。）	3-(3)
108	467		「承久の乱（承久の変）」中、「京都内裏」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （上皇の居所）	3-(3)
109	475		「承久の乱（承久の変）」中、「…ありがたきお言葉」	生徒にとって理解し難い表現である。 （128ページ下9-10行「いひもはてぬに急ぎ立ちにけり」に照らして、理解し難い。）	3-(3)
110	477		「承久の乱（承久の変）」中、「承久の変」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （一般的な名称であるかのように誤解する。）	3-(3)
111	480		「承久の乱（承久の変）」中、「けふこそよそに隠岐島の島もり」	誤記である。 （「隠岐島の島もり」）	3-(2)
112	480		「承久の乱（承久の変）」中、「※歌の意味」の「海の江」	生徒にとって理解し難い表現である。 （480ページ「又すみの江の」に照らして、理解し難い。）	3-(3)
113	483	巻末資料	巻末資料5の「上京龍泉府」 巻末資料6の「上京竜泉府」	表記が不統一である。 （「龍」と「竜」）	3-(4)
114	525		「唐獅子図屏風…宮内庁三の丸尚蔵館蔵」説明中、「皇室財産であることから、国宝などには指定されていない。」	誤りである。 （当該作品と国宝の指定の関係）	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。